

おといあわせ

## お問い合わせ

ちいきあんしんせんたーたちかわ

### 地域あんしんセンターたちかわ

げつようびからきんようび

月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00

たちかわしふじみちよう

たちかわししゃかいふくしきょうぎかい

立川市富士見町2-36-47 立川市社会福祉協議会

☎ 042-529-8319

FAX:042-526-6081 MAIL:anshin@tachikawa-shakyo.jp



### ● あんしんセンターまでアクセス ●

たちかわえききたぐち とほ ぶん  
立川駅北口から徒歩15分

にしたちかわえき とほ ぶん  
西立川駅から徒歩8分

たちかわえききたぐち ふじみちよう2ちようめげしゃ  
【バス】 立川駅北口 (10) (11) 富士見町2丁目下車

社会福祉法人立川市社会福祉協議会 

## 地域あんしんセンターたちかわ

地域あんしんセンターたちかわは、  
立川市の総合的な権利擁護センターです。  
日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用など  
判断能力に不安がある方の意思決定をサポートします。

☎ 042-529-8319



# 地域あんしんセンターたちかわがお手伝いします

## 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や毎月の生活費の管理をお手伝いします。

### 【サービス内容】

-   福祉サービスの利用援助 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします
-   日常的金銭管理サービス 毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします
-   書類等の預かりサービス 大切な通帳や証書等を安全な場所でお預かりします

## 成年後見制度利用支援と中核機関事業

地域あんしんセンターたちかわは、立川市と協働し成年後見制度に関する中核機関を運営しています。中核機関とは、成年後見制度やその手続きに関する相談をはじめ、親族等の成年後見人等に対する相談や情報交換の場の提供、地域関係者のネットワークづくり等を行っている機関です。また、法人後見の受任や、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を行っています。

### 相談受付

成年後見制度に関する相談を受け付け、サポートします。成年後見制度だけではなく、その他の福祉サービスや日常生活自立支援事業などのサービスの紹介も行います。

### 広報・啓発

成年後見制度や権利擁護に関する講演会などのイベントを実施します。ご依頼があれば、成年後見制度や権利擁護に関する出前講座も行います。お気軽にお問い合わせください。

### 後見人支援

実際に後見業務を担うご親族や専門職のかたからの相談を受け、よりよい後見業務のため関係機関の調整を行います。また第三者後見人等連絡会を開催し、地域で後見人をサポートします。

### 申立てに関する支援

申立の方法や書き方など、支援を行います。ご本人やご親族からのご相談を受け付けています。立川市と連携し、市長申立支援も行います。

### 市民後見人の養成・支援

市民後見人養成講座を実施しています。市民後見人を希望される方向けにフォローアップ研修を実施しています。実際に市民後見人を受任した後にも定期報告などをサポートします。

### 権利擁護支援のネットワーク

ご本人とその関係者を支えるネットワークの構築のため、福祉関係者や後見業務を担う専門職のかた、金融機関のかたなどと、権利擁護のネットワークを構築しています。

## 専門相談

●司法書士による『成年後見制度専門相談』（予約制）1回1時間・無料でご相談できます。

毎月第2火曜日①13時～14時②14時～15時③15時～16時

●弁護士による『終活個別相談』（予約制）1回1時間・無料でご相談できます。

完全予約制で行っています。詳しい日時は社会福祉協議会のホームページや市報、あいあい通信をご確認ください。

・『終活』とは…

医療や介護制度の発達により、人生も100年時代と言われるようになりました。そのぶん、老後といわれる時間も大変長くなり、「医療」「介護」「葬儀・お墓」「相続」に至るまで、多くの方が自分らしく生きていくための備えをはじめられています。この取り組みのことを、「終活」と呼んでいます。

・例えばこんな悩み

- 何から始めたらよいかわからない
- 頼れる親族がおらず今後のことが心配
- 認知症になった時のお金の管理が心配
- 亡くなった後の身の回りの整理
- エンディングノート
- 遺言書
- 葬儀会社との契約

## 福祉サービス利用にかかわる苦情の受付

契約したサービスが提供されていないなど、お困りの方はご相談ください。ご希望に応じて関係機関の方と連絡調整を行い、意見や要望などをお伝えすることができます。

## たちかわ入居支援福祉制度

立川市の受託に寄る民間賃貸住宅保証人制度です。

高齢者や障害者世帯などで、判断力に不安があり親族などに適切な保証人がいない市民に対して賃貸契約の保証人になります。※日常生活自立支援事業の利用をしている方が対象です。